

## 基本方針

平成29年6月における都内民間企業の雇用障害者数は、約18万1千人で、前年比約7千4百人増加し、実雇用率では1.88%と前年から0.04ポイント上昇し、いずれも過去最高を更新した。

一方、雇用企業規模で見ると、従業員1,000人以上規模では2.13%であるのに対し、それ未満の規模では1.39%となっていて、規模が小さくなるほど実雇用率は低くなっている。

また、平成30年4月からは精神障害者が障害者雇用率に算入され、法定雇用率を段階的に2.3%に引き上げることが決まり、当面は2.2%で施行することになっている。さらに、定着支援事業が障害者総合支援法でのサービスに新たに加わることになり、障害者雇用は量・質ともに今後一段と加速される。

こうした状況を踏まえると、今後の障害者就労には、従業員規模が1,000人未満の企業における障害者雇用の促進、増加する精神障害者に対する就業支援の充実、長く安定して働けるための丁寧な定着支援の実施などが課題となってくる。

平成30年度は当事業団の「障害者就労支援事業プラン」改定の年に当たるため、これらの課題を念頭に置きながら検討・作成を進めるとともに、杉並区から受託して実施する障害者就労支援センター事業、障害者総合支援法に基づく障害者就労移行支援事業、定款に定められた各種事業を着実に実施していく。

また、以下の事業に重点的に取り組むこととする。

区内企業等の障害者雇用率の調査や情報収集等により、区内における障害者雇用の実態を把握するとともに、企業向けセミナーの開催や企業訪問等により就労・実習の場の開拓を進める。

定着支援において、就労上の課題を把握し、職場、関係機関、家族等との連携・調整を一層図ることにより、安定した就労が継続できるようサポートする。

新規就職者及び未就労者に対するアンケート調査を実施し、事業団事業に対する評価とニーズ、課題等を把握する。

なお、各事業の実施に当たっては、常に見直しを行い、より効率的な事業執行に努めるとともに、更なる職員の能力向上を図ることにより、サービスの質を高めていく。